

まちづくりルール

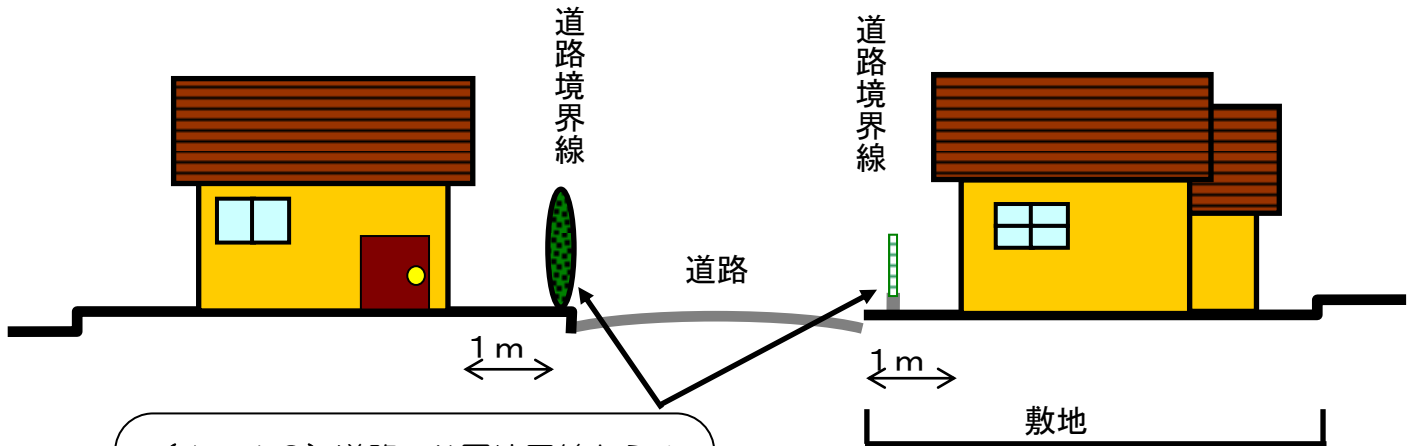
よ し わ ら つ る く い

# 吉原鶴喰地区



低層の良好な住環境を守りましょう

吉原鶴喰地区の都市計画（まちづくりに関するルール・約束事）のうち、「地区計画」に関すること。



(ルール2) 道路、公園境界線から1m未満に垣又は柵を設ける場合には、生垣やフェンスその他透視性のある鉄さく等とします。

(ルール1) 敷地面積は、180㎡以上とします。

## 道路・公園の配置について



- 計画区域
- 新設道路(6m)
- 公衆用道路
- 都市計画公園

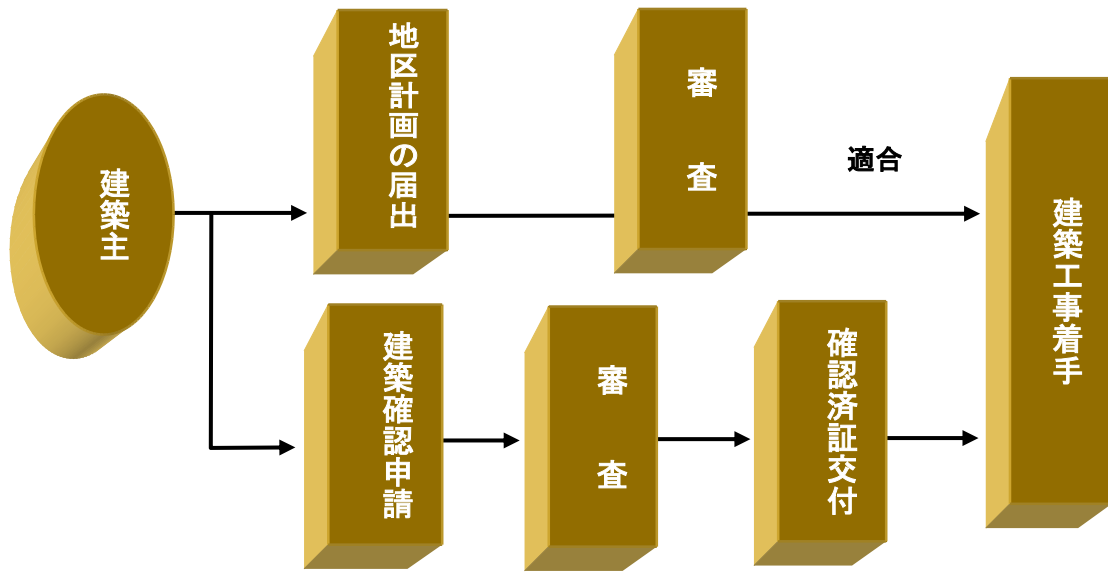
# 吉原鶴喰地区計画の概要

【平成20年3月28日告示】

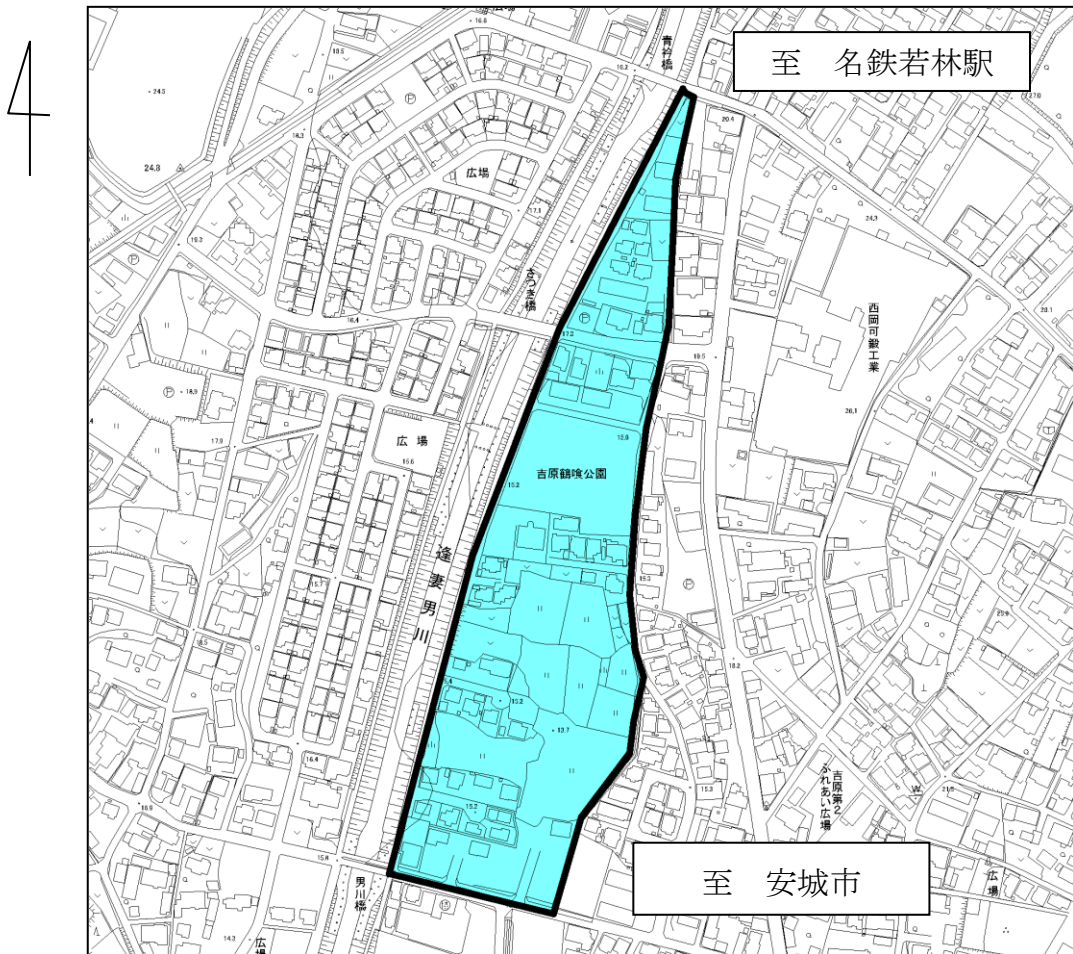
名 称		吉原鶴喰地区計画				
位 置		豊田市吉原町鶴喰、前田、中根町小根崎の各一部				
面 積		約 4.1 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市中心部から南西方向約9kmに位置し、西側に二級河川逢妻男川が流れ、南側には優良な農地が広がっている。</p> <p>地区周辺はすでに低層住宅地として民間の宅地開発事業により宅地の整備が行われているが、当地区には低・未利用地が多く分布している。</p> <p>本計画は、無秩序な宅地開発による住環境の悪化を未然に防止し、周辺の自然環境と調和し、ゆとりある良好な居住環境を保全し、秩序ある市街地形成を誘導する。</p>				
	土地利用の方針	<p>周辺の低層住宅地との調和や無秩序な宅地開発による住環境の悪化を未然に防止し、住民のゆとりある住環境の維持を図りながら、適切かつ合理的な土地利用を推進する。</p>				
	地区施設整備の方針	<p>防災上の安全性の確保を図り、生活利便性を向上させるため、計画的な主要区画道路の整備を行い、無秩序な宅地開発による不良な街区が形成されるのを未然に防止する。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、地区にふさわしい良好な街区の環境が形成されるよう、建築物の敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配 置
			道路1号	6m	110m	前頁参照
			道路2号	6m	130m	前頁参照
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡				
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路、公園境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合には、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあつては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。</p>				

届出勧告制度  
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



吉原鶴喰地区の地区計画の決定区域



お問い合わせ

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620